

機密性 2
第 105 号
令和 7 年 7 月 9 日

群馬土地家屋調査士会
会長 新井 清史 殿

前橋地方法務局高崎支局長 矢端 健一
(公印省略)

高崎市における固定資産税評価額通知書の交付廃止について（参考）

平素から、登記行政の運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、不動産の登記申請手続における登録免許税の算出に使用する課税価格を確認するための固定資産税評価額通知書につきましては、高崎市において無料で交付していただいていたところですが、高崎市と当局の間において、電子データによる地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 422 条の 3 の規定に基づく通知の開始に伴い、本年 7 月 27 日をもって固定資産税評価額通知書の無料交付が廃止されることとなりました。

所有権移転登記等の申請に係る登録免許税の算出に必要な課税価格につきましては、高崎市が発行する納税通知書添付の固定資産税課税明細書のほか、有料で発行される固定資産評価証明書や名寄帳の写しによることとなります。

なお、公衆用道路などの未評価土地（評価額の記載がない土地）、固定資産税の賦課期日後（本年 1 月 2 日以降）に地目が変更された土地などにつきましては、固定資産評価証明書に近傍価格を記録（記載）するなど、高崎市において引き続き協力いただけることとなりましたので、御不明な点があれば、高崎市資産税課（電話 027-321-1222）宛てお問い合わせいただきますよう、貴会会員への周知をお願いいたします。

担当 前橋地方法務局高崎支局
統括登記官 上武 秀樹

